

幌 延 町

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年5月

# 目次

第1章 初めに .....	- 1 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 .....	- 3 -
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 .....	- 3 -
2 発生段階 .....	- 4 -
3 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 .....	- 5 -
4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 .....	- 6 -
5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等 .....	- 7 -
6 対策推進のための役割分担 .....	- 8 -
7 町行動計画の主要5項目 .....	- 10 -
(1) 実施体制 .....	- 10 -
(2) 情報提供・共有 .....	- 10 -
(3) 予防・まん延防止 .....	- 11 -
(4) 医療 .....	- 13 -
(5) 町民生活及び町民経済の安定の確保 .....	- 15 -
第3章 各段階における対策 .....	- 16 -
1 未発生期 .....	- 16 -
2 海外発生期 .....	- 20 -
3 国内発生早期 .....	- 23 -
4 国内感染期 .....	- 27 -
5 小康期 .....	- 33 -
(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策 .....	- 35 -
用語解説 .....	- 37 -

## 第1章 初めに

### 1 作成の趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家的な危機管理としての対応が必要とされます。

このため、国は、平成25年4月13日、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を施行しました。

また、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に規定されています。

そこで、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本町全体の態勢を整備するため、「幌延町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を定めることとしました。

### 2 町行動計画の位置づけ及び対象とする感染症

#### (1) 町行動計画の位置づけ

町行動計画は、特措法第8条に基づき、幌延町における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すもので、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「道行動計画」という。）に基づく市町村行動計画に位置付けられるものです。

町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すものです。

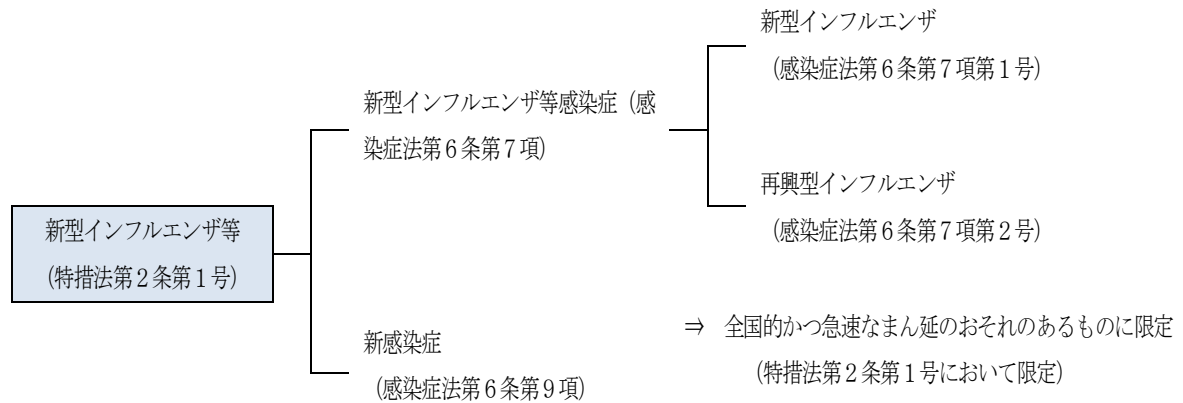
#### (2) 対象とする感染症

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画及び道行動計画と同じく、以下のとおりです。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではありませんが、政府行動計画及び道行動計画において関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応について、参考として示していることから、町行動計画においても、関連事項として対策の概要を示します。

〈町行動計画の対象となる「新型インフルエンザ等」の位置づけ〉



### (3) 計画の見直し

町行動計画は、今後の科学的知見の集積による政府行動計画の見直し等を踏まえ、適時適切に変更を行うこととします。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは現時点では困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であります。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、更には町内への侵入も避けられないと考えられます。

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体に大きな影響を与えるおそれがあります。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが患うものですが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国及び道と連携して対策を進めます。

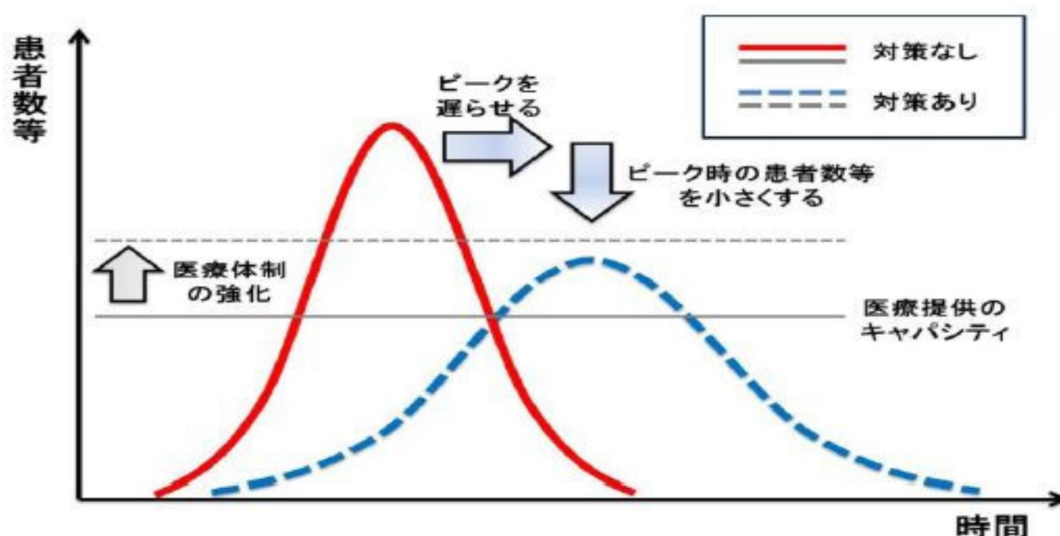
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護します。

- ・感染拡大をできるだけ抑え、流行のピークを遅らせることで、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようになります。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

(2) 町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

- ・地域での感染対策等により、患者や欠勤者の数をできるだけ減らすようにします。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

<対策の効果 概念図>



## 2 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、行動計画であらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

政府行動計画では、未発定期、海外発定期、国内発定期、国内感染期、小康期の5つの発生段階に分類されています。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）が決定します。

また、地域での発生段階は、国と協議の上で、道が判断することとされており、本町においては、町行動計画で定められた対策を国や道が定める段階に応じて実施することとします。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要です。

### 《発生段階》

発生段階	状態
未発定期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発定期	海外でインフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触履歴を疫学調査で追うことができる状態 (地域未発定期) 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 (地域発生早期) 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が確認できる状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 (地域未発定期) 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 (地域発生早期) 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が疫学調査で追うことができる状態 (地域感染期) 道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態 (感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む)
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

### 3 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければなりません。また、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになる可能性もあります。したがって、町行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしています。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民の生活及び経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画に記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定することとします。

#### (1) 発生段階に応じた対応

対策の実施に当たっては、発生状況に応じて発生段階を区分し、各段階において必要な対策を実施することが重要です。本町での各段階における対応は、第3章にて述べますが、国及び道の各段階における主な考え方は次のア～エのとおりです。

##### ア 未発生期

水際対策への協力、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの供給体制の整備、道民に対する啓発や道・企業による業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要です。

##### イ 海外発生期

島国であるという特性を活用し、国による検疫強化等で、病原体の侵入時期をできる限り遅らせませす。なお、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を実施する必要があります。

##### ウ 国内発生早期（道内発生早期）

患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じます。

なお、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととします。

##### エ 国内感染期（道内感染期）

道は、国、市町村、事業者等と相互に連携して、医療の確保や道民生活・道民経済の維持のために最大限の努力を行う必要がありますが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定されます。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられることから、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められることとなります。

#### (2) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等

を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要です。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員のり患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要です。

### (3) 町民の感染拡大防止策

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、道、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要です。

## 4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備え、また、発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、道行動計画及び町行動計画又は業務計画に基づき、国、道、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととします。この場合において、次の点に留意します。

### (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、道により医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等がなされる場合、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する必要があります。

### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

幌延町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、政府対策本部、北海道新型インフルエンザ等対策本部（以下「道対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

町対策本部長は、本町域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に当たり、特に必要があると認める場合には、道対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請します。

また、未発生の段階から、特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事



態宣言」という。) がなされる場合に備え、道との意見交換を行い、必要事項については調整を行うこととします。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表することとします。

5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 被害想定のお考え方及び感染規模の想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念されます。

政府行動計画では、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置きますが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要であり、新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右されるものであって、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生 の 時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは難しい現状にあります。

国は、政府行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、発症率については、全人口の25%がインフルエンザに罹患するとし、致死率については、アジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定しています。

国が推計した流行規模を基に、北海道における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると次のように想定されます。

全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計				
医療機関を受診する患者数	日本における患者数の試算		北海道における患者数の試算	
	1,300万人～2,500万人		55.9万人～107.5万人	
病原性の程度	中等度	重 度	中等度	重 度
入院患者数	53万人	200万人	2.3万人	8.6万人
1日最大入院患者数	10.1万人	39.9万人	0.43万人	1.7万人
死亡者数	17万人	64万人	0.7万人	2.8万人

(米疾病管理センター推計モデルに基づき推計)

- これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要があります。
- 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととします。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難ですが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところです。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなることから、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要があります。

## (2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

政府行動計画では、新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論がありますが、以下のような影響が一つの例として想定されます。

- ・国民の25%が流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患します。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰します。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられますが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

## 6 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策の推進にあたっては、国、道、及び関係機関と連携した取組が重要であり、以下の態勢により総合的な対策を推進します。

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進やWHOその他の国際機関等との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

そのうえで、国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

### (2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国が示す基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有しています。

#### ア 道の役割

道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し的確な判断と対応が求められます。

## イ 町の役割

町は、町民に最も近い基礎自治体であり、町民、事業者への正確かつ迅速な情報提供、町民に対するワクチンの接種や新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援に関し、国が示す基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、道や近隣市町村と緊密な連携を図ることとします。

### (3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められます。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要であります。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めます。

### (4) 指定（地方）公共機関の役割

特措法第2条に規定する指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

### (5) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

### (6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

### (7) 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

## 7 町行動計画の主要5項目

政府行動計画及び道行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について立案しています。

町行動計画においては、政府行動計画及び道行動計画との整合を確保し、以下の5項目を主要な対策として位置付けます。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有
- (3) 予防・まん延防止
- (4) 医療
- (5) 町民生活及び町民経済の安定の確保

なお、上記各項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等については以下のとおりです。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があります。

このため、本町は、国、道、他市町村、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められています。

新型インフルエンザ等が発生し、「政府対策本部」や「道対策本部」が設置された際には、国や道からの指示や情報に留意し、関係機関や部署等と情報共有を行いながら、対応の準備を行います。さらに、政府対策本部長が、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められたときは、国は、特措法に基づき「緊急事態宣言」を行います。この際には、本町が全庁一体となった対策を強力に推進するため、速やかに町長を本部長とした町対策本部を設置し、必要な措置や対応を実施します。

なお、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、本町は、町行動計画の策定や発生時の対応等について、幅広い分野の専門家からの意見を聴く必要があります。

### (2) 情報提供・共有

#### ア 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、本町、国、道、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、本町、国、道、医療機関、事業者、個人、地域団体等の間でのコミュニケーションが必須です。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する必要があります。

#### イ 情報提供手段の確保

町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることから、外国人、

障害のある方など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等の活用も含めて多様な媒体を用いるほか、関係機関や団体等を通じた周知に加え、特に支援が必要な者には地域団体等の各戸訪問による周知等を行い、それぞれの対象者向けに理解しやすい内容で、できる限り迅速にかつきめ細かな情報提供に努めます。

#### ウ 発生前における町民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、本町は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供します。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に町民に正しく行動してもらううえで必要です。

特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健福祉部署と教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧な情報提供していく必要があります。

#### エ 発生時における町民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行うこととします。

町民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠です。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要です。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要があります。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要です。

#### オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築するため、町対策本部に広報対策スタッフを設置し、適時適切に情報を提供します。なお、対策の実施主体となる部署等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、町対策本部が調整します。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要です。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、町民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、町民からの相談や問い合わせの内容等から、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととします。

### (3) 予防・まん延防止

#### ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながります。また、流行のピーク時の受診患者数等を

減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながります。個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせで行いますが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

#### イ 主なまん延防止対策

個人における対策については、町内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。また、新型インフルエンザ等緊急事態において、道が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行った場合には、町民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図ります。

地域対策・職場対策については、市内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施します。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、道が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合には、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図ります。

そのほか、海外で発生した際には、国において、状況に応じた感染症危険情報の発出、査証措置（審査の厳格化、発給の停止）等の水際対策が実施されることから、必要に応じて、国の取組に協力します。

#### ウ 予防接種

##### ① 予防接種の基本的な考え方

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

##### ② 特定接種について

特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。特定接種の対象となり得る者は、

a 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

c 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

となっています。

新型インフルエンザ等発生時における接種に当たっては、政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定するとされています。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本町職員については、本町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められます。

### ③ 住民接種について

緊急事態宣言が発せられたときは、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなります。

一方、緊急事態宣言が発せられていないときは、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく予防接種を行うこととなります。

接種順位の基本的な考え方は、特定接種と同様に政府行動計画に示されており、以下の4つの群に分類し、発生した新型インフルエンザの情報や発生時の状況により国が定める接種順位に基づき実施することとします。

- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・基礎疾患を有する者
  - ・妊婦
- b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c 成人・若年者
- d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

住民接種については、本町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなりますが、集団接種や一斉接種（期間を定め医療機関で接種）、個別接種又はそれぞれの組み合わせ等、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図ることとします。

### ④ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定されることとされています。そのため、発生時には政府対策本部の判断により②及び③にあげた接種対象者や対象者の分類等も変更される可能性があることに留意する必要があります。

## (4) 医療

### ア 道の対策への協力

道は、医療に関して次のとおり対策を行うので、町は、道等からの要請に応じ、その対策に適宜協力することとします。

#### 【医療に関する道の対策】

##### ●医療の目的

- ・医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるとともに、道内の社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。
- ・新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されますが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要です。

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定地方公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要です。
- 発生前における医療体制の整備について
  - ・ 道は、二次医療圏等の圏域を単位とし、道立保健所を中心として、医療機関、医療団体や市町村など、地域の関係者と密接に連携を図りながら実情に応じた医療体制の整備を推進します。
  - ・ 保健所は、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設のリストを作成し、設置の準備を行うとともに、帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進めます。
- 発生時における医療体制の維持・確保について
  - ・ 新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内発生早期までは、各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行います。
  - ・ 新型インフルエンザ等の国内発生早期には、感染防止対策の観点に立ち、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させることになります。このため、地域においては、感染症病床等の利用計画を事前に策定します。
  - ・ 国内発生早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元します。
  - ・ 新型インフルエンザ等の患者は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることから、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い、院内での感染防止に努めます。
  - ・ 医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行います。
  - ・ 「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図ります。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行います。
  - ・ 患者が急増する等、帰国者・接触者外来による診療の意義が低下したと判断された場合には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えます。
  - ・ 患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとします。
  - ・ 感染症指定医療機関・協力病院以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、地域においては、事前に、その活用方法や在宅療養の支援体制に関する計画を整備しておく必要があります。
- 医療関係者に対する要請・指示、補償
  - ・ 新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行う必要があると認めるときは、医師、



看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請等を行います。

- ・国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償します。
- ・医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償を行います。

#### ●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

- ・国備蓄分も併せて道民の45%に相当する量を目標として、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案しながら、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄します。
- ・政府行動計画では、インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討するとしていることから、道としても国の検討状況を踏まえ、適切な備蓄を行います。

#### イ 在宅療養患者への支援

道、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行います。

#### (5) 町民生活及び町民経済の安定の確保

##### ア 町民生活及び町民経済の安定の確保の目的

新型インフルエンザは、多くの町民が患い、各地域での流行が約8週間程度続くと言われていいます。また、本人のり患や家族のり患等により、町民生活及び町民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び町民経済への影響を最小限とできるよう、本町は国や道等の関係機関と連携を図り、事前の準備を行う必要があります。

また、本町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、町民に対し、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努めることや、町内の事業者に対し、職場における感染対策や事業継続計画を策定する等の十分な事前の準備を図られるよう努めます。

##### イ 要援護者対策

一人暮らしや夫婦のみの要介護の高齢者世帯や障害者世帯等の要援護者は、新型インフルエンザ等のまん延によって孤立化し、自立した生活を維持することが困難になることが想定されます。

このため、日頃から地域の様々な関係機関や団体等と連携して、支援が必要な要援護者を把握し、地域全体で継続的に見守る体制を構築するとともに、まん延時には、これらの日頃からの見守りによる情報を最大限活用し、医療機関や福祉サービス事業所による確実な支援につなげていきます。

### 第3章 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要5項目の個別の対策を記載します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を定めることとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、発生時には必要な対策を柔軟に選択し、実施することとします。

#### 1 未発生期

<b>【状態】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・新型インフルエンザ等が発生していない状態。</li><li>・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。</li></ul>
<b>【目的】</b> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 発生に備えて体制の整備を行う。</li><li>2) 国、道、国際機関等からの情報収集により、発生の早期確認に努める。</li></ol>
<b>【対策の考え方】</b> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平時から警戒を怠らず、町行動計画を踏まえ、国、道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進します。</li><li>2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。</li></ol>

##### (1) 実施体制

###### ア 町行動計画の作成

- ・特措法の規定に基づき、政府行動計画及び道行動計画を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画の策定を行い、必要に応じて見直します。

###### イ 体制の整備及び国、道との連携強化

- ・市内の取組体制を整備・強化するために、初動対応体制を確立するとともに、発生時に備えた対応の準備を進めます。
- ・道、指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します。

##### (2) 情報提供・共有

###### ア 継続的な情報提供

- ・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、町民に継続的に分かりやすい情報提供を行います。
- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。

###### イ 体制整備等

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容や、その

際に利用する媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては可能な限り決定しておくこととします。なお、情報提供にあたっては、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容とし、対策の決定プロセスや対策の理由を説明し、対策の実施主体を明確にすることとします。

- ・新型インフルエンザ等発生時に、町民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいて相談窓口の設置及び情報提供体制の準備を進めます。

### (3) 予防・まん延防止

#### ア 対策実施のための準備

##### ① 個人における対策の普及

- ・道、学校及び事業者等とともに感染予防のため、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、保健所等に設置される帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。

##### ② 地域対策・職場対策の周知

- ・新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策について周知を図るための準備を行います。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知するための準備を行います。

#### イ 予防接種

##### ① 規準に該当する登録事業者の登録

- ・国からの要請に基づき、登録事業者に対する登録作業に係る周知等に協力します。
- ・国からの要請に基づき、国が実施する登録事業者の登録に協力します。

##### ② 接種体制の構築

###### a 特定接種

- ・国からの要請に基づき、集団的接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう接種体制の構築に努めます。

###### b 住民に対する予防接種

- ・国及び道の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図ります。
- ・円滑な接種の実施のために、国及び道の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本町以外の市町村における接種を可能にするよう努めます。
- ・速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考に、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種対象者に応じた接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努めます。

##### ③ 情報提供

- ・道等と連携して、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、

接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、町民の理解促進を図ります。

#### (4) 医療

##### ア 地域医療体制の整備

- ・道では、医療に関して次のとおり対策を行います。本町は、道等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力します。

##### 地域医療体制の整備に関する道の対策

- ・道は、医療体制の確保について、国から具体的なマニュアル等の提供などの助言等を得ながら、必要な体制整備に努めます。
- ・道は、二次医療圏等の圏域を単位とし、道立保健所を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、指定地方公共機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を活用するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備に努めます。
- ・道は、国からの要請を受け、関係機関・団体等との協力を得ながら、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進めます。また、一般の医療機関に対して、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請します。

##### イ 国内感染期に備えた医療の確保

- ・道では、医療に関して次のとおり対策を行います。本町は、道等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力します。

##### 国内感染期に備えた医療の確保

- 道は、以下の点に留意して、国内感染期に備えた医療の確保に取り組みます。
- ・道は、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国から提供されるマニュアルの提示などによりその作成支援に努めます。
- ・道は、地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関又は公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努めます。
- ・道は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握します。
- ・道は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討します。
- ・道は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討します。
- ・道は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討します。

##### ウ 研修等

- ・道では、国が策定する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を関係団体を通じて医療機関に周知します。本町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。
- ・道では、国と連携し、医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行います。本町

は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

#### エ 医療資器材の整備

- ・道では、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）の備蓄・整備に努めます。また、国の要請に基づき、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう努めます。本町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

#### オ 医療機関等への情報提供体制の整備

- ・道では、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備します。本町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

### (5) 町民生活及び町民経済の安定の確保

#### ア 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・国及び道と連携し、道内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者の把握とともに、その具体的手続を決めておきます。

#### イ 火葬能力等の把握

- ・道では、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。本町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

#### ウ 物資及び資材の備蓄等

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備の整備に努めます。

## 2 海外発生期

### 【状態】

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

### 【目的】

- 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、道内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 道内発生に備えて体制の整備を行う。

### 【対策の考え方】

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとることとします。
- 2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。
- 3) 国内発生した場合には、早期に発見できるよう国が実施するサーベイランス・情報収集体制の強化に協力します。
- 4) 道等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、道内発生に備え、道内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者及び町民に準備を促します。
- 5) 町民生活及び町民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、道内発生に備えた体制整備を急ぎます。

#### (1) 実施体制

##### ア 町の体制強化等

- ・海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、今後の町の対応等について確認することとします。
- ・海外で新型インフルエンザ等が発生し、国が内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部が設置された場合には、必要に応じ町長を本部長とする町対策本部を設置し、国が決定した基本的対処方針を確認し、町行動計画等に基づく事前準備を行います。
- ・海外において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断し、感染症法等に基づく各種対策を実施することとした場合は、国の対策に準じ必要な措置を講じます。

#### (2) 情報提供・共有

##### ア 情報提供

- ・道等と連携して、町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、道内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、町のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行います。

- ・情報の提供にあたっては、情報の集約・整理・一元的な発信に努めるとともに、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、町対策本部が調整することとします。

#### イ 情報共有

- ・国のシステムを利用し、国、道及び関係機関等との間で、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行います。

#### ウ 相談窓口の設置

- ・道等からの要請に基づき、国が作成したQ&A等を活用し、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努めます。

### (3) 予防・まん延防止

#### ア 道内でのまん延防止対策の準備

- ・道では、国と連携しながら、道内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進めます。本町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

#### イ 感染症危険情報の周知等

- ・海外で新型インフルエンザ等の発生が確認され、国から、感染症危険情報が発出されたときは新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行います。

#### ウ 水際対策

- ・道は、水際対策として国が実施する検疫に協力するとともに、検疫所から情報提供を受けた場合は、必要な調査等を行うなど、道内における予防・まん延措置に努めます。本町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

#### エ 予防接種

##### ① 接種体制

##### a 特定接種

- ・国の基本的対処方針を踏まえ、国及び道と連携して、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

##### b 住民接種

- ・国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国と連携して、接種体制の準備を行います。
- ・国の要請を受け、全町民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、町行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進めます。
- ・道、国等と連携して、国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報の提供に協力します。

### (4) 医療

道では、医療に関して次のとおり対策を行います。本町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

## 医療に関する道の対策

### ●新型インフルエンザ等の症例定義

道は、新型インフルエンザ等の症例定義について、医療機関に周知します。

### ●医療体制の整備

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。

- ・政府行動計画では、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うこととしているため、道においても帰国者・接触者外来の整備に努めます。
- ・帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、北海道医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制の整備に努めます。
- ・帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請します。
- ・新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を道立衛生研究所において、亜型等の検査を行うとともに、国立感染症研究所にその確定を依頼します。

### ●帰国者・接触者相談センターの設置

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。

- ・帰国者・接触者相談センターを設置します。
- ・発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知します。

### ●医療機関等への情報提供

道は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

### ●検査体制の整備

道は、国からの技術的支援の下、道立衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を速やかに整備します。

### ●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ・道は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行います。
- ・道は国と連携しながら、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に対し、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう医療機関に要請します。
- ・道は、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導します。

## (5) 町民生活及び町民経済の安定の確保

### ア 事業者の対応

- ・道では、国が事業者等に要請する、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防を実施するための準備について関係団体等を通じて事業者等に周知します。本町は道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

### イ 遺体の火葬・安置

- ・道等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時



的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

### 3 国内発生早期

<p><b>【状態】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</li><li>・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。</li></ul>
<p>(地域未発生期)</p> <p>道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p>
<p>(地域発生早期)</p> <p>道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>
<p><b>【目的】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 国内での感染拡大をできる限り抑える。</li><li>2) 患者に適切な医療を提供する。</li><li>3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</li></ol>
<p><b>【対策の考え方】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行います。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染対策等を講じます。</li><li>2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行います。</li><li>3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供します。</li><li>4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施します。</li><li>5) 国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。</li><li>6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。</li></ol>

#### (1) 実施体制

##### ア 実施体制

- ・国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議を開始し、道内発生早期の対策を確認するとともに、国が基本的対処方針を変更した場合は、町対策本部は、その方針に基づき対策を協議、実施します。

##### イ 政府現地対策本部の設置

- ・国が新型インフルエンザ等の状況により、道内に政府対策本部を設置したときは、道は当該本部と連携しながら、対策の実施に当たります。本町は、道等と連携してこれらの情報を積極的

に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

#### ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・国において緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置します。

### (2) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

- ・道等と連携し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、町民に対して、道内での発生状況や具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供を行います。
- ・道等と連携し、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知します。また、関係機関と連携し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供します。

#### イ 情報共有

- ・国のシステムを利用し、国、道及び関係機関等との間で、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行います。

#### ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ・国からの要請に応じ、国から配布されるQ&Aの改訂版を受けて対応し、相談窓口による適切な情報提供ができるような体制の充実・強化を行います。

### (3) 予防・まん延防止

#### ア 道内でのまん延防止対策

- ・道では、国と連携し、道内発生早期となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行います。本町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

#### イ 町民・事業所への要請

- ・道等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨します。
- ・道等と連携し、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請します。
- ・道等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖・休校）を適切に実施するよう、学校設置者に要請します。
- ・道等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請します。
- ・道等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請します。

#### ウ 水際対策

- ・道では、国の水際対策に引き続き協力します。本町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

## エ 予防接種

### ① 住民接種

- ・国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始します。
- ・接種の実施に当たり、国及び道と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行います。

### ② 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・町民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

## (4) 医療

道では、医療に関して次のとおり対策を行います。本町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

### ●医療体制の整備

- ・道は、国の要請に基づき、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続します。
- ・また、国の要請に基づき、患者等が増加してきた段階において、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行します。

### ●患者への対応等

- ・道は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、京都市立病院をはじめとする感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行います。この措置は、病原性が高い場合に実施することとしますが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施することとします。
- ・道は、国と連携し、必要と判断した場合に、道立衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行います。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行います。
- ・道は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導します。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送します。

### ●医療機関等への情報提供

- ・道は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

### ●抗インフルエンザウイルス薬

- ・道は、国内感染期に備え、引き続き、国と連携しながら医療機関に対し、抗インフルエンザウ

イルス薬を適切に使用するよう要請します。

●医療機関・薬局における警戒活動

- ・医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、国から道警察に対し、必要に応じた警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力します。

●緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じます。

(5) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・道では、道内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を開始するよう要請します。本町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

イ 町民・事業者への呼びかけ

- ・道では、国と連携し、道民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。本町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・本町は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 水の安定供給

- ・水道事業者である本町は、町行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

② サービス水準に係る町民への呼びかけ

- ・道等と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけます。

③ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・道等と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

#### 4 国内感染期

##### 【状態】

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・地域によって状況が異なる可能性がある。

##### (地域未発生期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

##### (地域発生早期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

##### (地域感染期)

道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む）

##### 【目的】

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑える。

##### 【対策の考え方】

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り替えます。
- 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行います。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめるよう努めます。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

## (1) 実施体制

### ア 基本的対処方針の変更

- ・国が国内感染期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、道においても、速やかに国の方針に沿った対処方針を決定します。本町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、町行動計画により必要な対策を行います。

### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・緊急事態宣言がなされた場合、ただちに、町対策本部を設置します。
- ・新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づき、他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行います。

## (2) 情報提供・共有

### ア 情報提供

- ・道等と連携して、町民に対して、道内の発生状況や具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供を行います。
- ・道等と連携して、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、道内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供します。また、社会活動状況についても、情報提供します。
- ・町民から相談窓口へ寄せられる問い合わせ、他市町村や関係機関から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映します。

### イ 情報共有

- ・国のシステムを利用し、国、道や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握します。

### ウ 相談窓口の継続

- ・国からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、設置した相談窓口を継続します。
- ・国からQ&Aの改訂版が配布された場合は、速やかに相談に活用します。

## (3) 予防・まん延防止

### ア 道内でのまん延防止対策

- ・道等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨します。
- ・道等と連携し、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請します。
- ・道等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖・休校）を適切に実施するよう、学校設置者に要請します。
- ・道等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請します。
- ・道等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請します。

#### イ 水際対策

- ・道等と連携し、国が実施する渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起などの水際対策に協力します。

#### ウ 予防接種

- ・緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

#### エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ① 患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大になり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じて以下の措置を講じます。

- ・道では、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請します。本町は、道と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、道からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

- ・道では、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行います。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行います。道は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表します。本町は、道と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、道からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

- ・道は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含めた感染対策の徹底の要請を行います。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断した施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行います。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行います。道は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表します。本町は、道と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、道からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

- ② 予防接種

- ・基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

#### (4) 医療

- ・国及び道と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。

- ・道では、医療に関して次のとおり対策を行います。本町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

●患者への対応等

- ・道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。

(道内未発生期、道内発生早期における対応)

- ・引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等が実施されるよう努めます。
- ・必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整のうえ、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とします。

(地域内感染期における対応)

- ・帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整のうえ、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療が行われるよう努めます。

また、市町村とともに関係機関と調整のうえ、病院連携を始め、医療機関との連携を図り、地域全体で医療体制が確保されるよう努めます。

- ・入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知します。
- ・医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知します。
- ・関係機関・団体等との調整のうえ、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう努めます。

●医療機関等への情報提供

- ・道は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

- ・道は、国と連携しながら、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握と流通状況の調査を行い、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じ、国備蓄分を配分する等の調整を国に依頼します。

●医療機関・薬局における警戒活動

- ・医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、国から道警察に対し、必要に応じた警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力します。

●緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

- ・医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じます。

- ・道は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行



うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供するよう努めます。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖することとします。

(5) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・道では、道内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を講じるよう要請します。本町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

イ 町民・事業者への呼びかけ

- ・道等と連携し、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけます。
- ・道では、国と連携し、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。本町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

① 水の安定供給

- ・水道事業者である本町は、町行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

② サービス水準に係る町民への呼びかけ

- ・道等と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけます。

③ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・道等と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行います。
- ・道等と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- ・生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び道と連携して、町行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じます。

④ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・国からの要請に応じ、国、道と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

⑤ 埋葬・火葬の特例等

- ・道からの要請に応じ、国、道と連携し、可能な限り火葬炉を稼働させます。
- ・道からの要請に応じ、国、道と連携し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。

- ・新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、国が緊急の必要があると認め、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続きの特例を定めた場合には、それに基づいて対応します。
- ・道では、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施します。本町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

## 5 小康期

### 【状態】

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行はいったん終息している状況。

### 【目的】

- 1) 町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

### 【対策の考え方】

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供します。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

#### (1) 実施体制

##### ア 基本的対処方針の変更

- ・ 国が小康期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、道においても、速やかに国の方針に沿った対処方針が決定されます。本町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、町行動計画により必要な対策を行います。

##### イ 緊急事態解除宣言

- ・ 国が緊急事態解除宣言を行ったときは、国の基本の方針に基づき対策を縮小・中止します。

##### ウ 対策の評価・見直し

- ・ これまでの各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、道による同行動計画の見直しを踏まえ、町行動計画の必要な見直し等を行います。

##### エ 町対策本部の廃止

- ・ 緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに町対策本部を廃止します。

#### (2) 情報提供・共有

##### ア 情報提供

- ・ 道等と連携して、引き続き町民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供します。
- ・ 町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行います。

##### イ 情報共有

- ・ 国のシステムを利用し、国、道や関係機関とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握します。

##### ウ 相談窓口の体制の縮小

- ・ 国の要請に基づき、相談窓口等の体制を縮小します。

### (3) 予防・まん延防止

#### ア 予防接種

- ・緊急事態宣言がされていない場合には、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

#### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国及び道と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進めます。

### (4) 医療

道では、医療に関して次のとおり対策を行います。本町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

#### ●医療体制

- ・道は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻します。

#### ●抗インフルエンザウイルス薬

- ・道は、国が作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に対し、周知します。
- ・道は、流行第二波に備え、必要に応じ、国と連携し、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行います。

#### ●緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・道は、国の方針に基づき、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止します。

### (5) 町民生活及び町民経済の安定の確保

#### ア 町民・事業者への呼びかけ

- ・道は、国と連携し、必要に応じ、引き続き、道民に対して、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。本町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

#### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

##### ① 業務の再開

- ・道は、国が全国の事業者に対して行う業務再開に関する周知に協力し、円滑に事業活動が再開されるよう努めます。本町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。
- ・道は、国が指定（地方）公共機関及び登録事業者に対して行う被害状況等の確認要請等に協力するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、国が必要に応じで行う支援に協力します。本町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

##### ② 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・国、道、指定（地方）公共機関と連携し、道内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。

## (参考) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多くみられており、人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はありませんが、政府行動計画及び道行動計画では、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておくこととしています。

道では、国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合、次のとおり対策を行うこととしており、本町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

### (1) 実施体制

#### (1)-1 体制強化

① 道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、北海道感染症危機管理対策本部を開催し、国の対策に準じて人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定します。

情報の集約・共有・分析にあたっては、北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部が設置されている場合には、所管部局が連携しながら効率的に行います。

② 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合には、必要に応じ、関係部局において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、国が行う水際対策に協力するとともに、道民への情報提供に関する措置について検討します。

### (2) サーベイランス・情報収集

#### (2)-1 情報収集

道は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集します。

#### 情報収集源

- ・ 国の関係機関（内閣官房、厚生労働省、国立感染症研究所、検疫所等）
- ・ 国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・ 国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリー
- ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・ 都府県、市町村

#### (2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

道は、道内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握します。

### (3) 情報提供・共有

(3)-1 道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国等と連携し、発生状況及び対策について、道民に積極的な情報提供を行います。

(3)-2 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、国等から海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報収集を行うとともに、道民に積極的な情報提供を行います。

#### (4) 予防・まん延防止

##### (4)-1 人への鳥インフルエンザの感染対策

###### (4)-1-1 水際対策

- ① 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合に国が実施する水際対策に協力するとともに、道民への注意喚起を行います。
- ② 道は、検疫所から検疫法に基づく通知等を受けた場合には、必要な調査等を行うなど、道内における感染防止に努めます。

###### (4)-2-2 疫学調査、感染対策

- ① 道は、必要に応じ、国と連携し、積極的疫学調査を実施します。
- ② 道は、国からの要請に基づき、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等の実施に努めます。
- ③ 道は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、国と連携して、自宅待機を依頼します。

###### (4)-2-3 家きん等への防疫対策

道は、道内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施します。

- ・国との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を行います。
- ・殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、道による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請します。
- ・防疫措置に伴い、防疫実施地域における警戒活動等に協力します。

#### (5) 医療

##### (5)-1 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 道は、国の助言を受けながら、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断が行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう努めます。
- ② 道は、国からの要請に基づき、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施します。また、検査方法について、国から情報提供を受け、道立衛生研究所で実施できるよう努めます。
- ③ 道は、国からの要請に基づき、感染症法の規定により鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講じます。

##### (5)-2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。

- ・海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知します。
- ・発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関に周知します。

(参考)

## 用語解説

### ※アイウエオ順

#### ○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

#### ○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

#### ○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

※ 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

※ 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※ 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※ 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。

#### ○ 帰国者・接触者外来

発生源からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

#### ○ 帰国者・接触者相談センター

発生源から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

#### ○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。経口内服薬のタミフル(商品名)や経口吸入薬のリレンザ(商品名)などがある。

○ 個人防護具(Personal Protective Equipment: PPE) エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じた適切なものを選択する必要がある。

#### ○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把

握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定（地方）公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医薬品又は医療機器の製造や販売、電気やガス等の供給等の公益的事業を営む法人で国及び都道府県知事が指定する機関で、新型インフルエンザ等が発生したときに国や地方公共団体と連携して新型インフルエンザ等対策の的確な実施が求められている。

○ 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項）

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、



病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

病原体を遺伝子レベルで解析し、確定する検査方法の一つであり、DNA (遺伝子) を検出することによって、新型インフルエンザかどうかの確定検査を行うもの。